

報告

あんしんフード君「弁護士無料電話相談サービス」で
受付けた相談事例について①

匠総合法律事務所では、あんしんフード君の「弁護士無料電話相談サービス」の対応をさせていただいております。今回は、当サービスをよりご活用いただくために、これまでに寄せられた事例を2回にわたりご紹介いたします。

① 店舗を譲り受けた従業員の夜逃げ（東京事務所 弁護士・新井一希）

相談者は、経営していた店舗を従業員に譲ることとし、具体的には店舗については賃貸借契約を締結し、店舗内の設備機器については譲渡し、賃料及び譲渡代金について、売上げから返済してもらう約束をしていましたが、当該従業員が、賃料の支払い及び譲渡代金の返済もままならぬまま、夜逃げしてしまったとの相談がありました。



この場合、相談者は、店舗の賃貸借契約は解除し、明渡しを実現することができます。また、相談者は、設備機器の譲渡契約も解除し、同機器を返してもらうことができます。さらに、設備機器については、競売にかけ、この売却金額により譲渡代金を回収する方法もあります（動産の先取特権）。

なお、当該従業員は夜逃げしてしまって、居所が不明ですが、公示送達と呼ばれる方法を用い、契約の解除を伝える旨の文書送付や、競売手続等を行うことが可能となります。

② 食中毒の高熱により転倒した際のケガの責任（福岡事務所 弁護士・内田 創）

飲食をした顧客が食中毒に罹患し、この食中毒が原因で生じた高熱により自宅で転倒し、首にケガを負ったとして、当該顧客からケガの治療費とケガの痕を隠す美容整形費用を請求されたのに対して、ケガの治療費はともかく、美容整形費用も負担しなければならないものか、との相談がありました。



食中毒の原因が、飲食店より提供した飲食物にあるのだとすると、飲食店には、食中毒によって、顧客が被った損害を負担する必要があります。しかし、相当因果関係の無い損害までは負担する必要はありません。今回の相談では、程度問題にはなりますが、美容整形をしなければならないような痕が残っているかが問題となります。また、仮に、そのような痕であるとしても、当該顧客自身の不注意も起因している可能性があり、過失相殺による減額も考えられるところです。